

第3章 計画の基本理念と施策体系

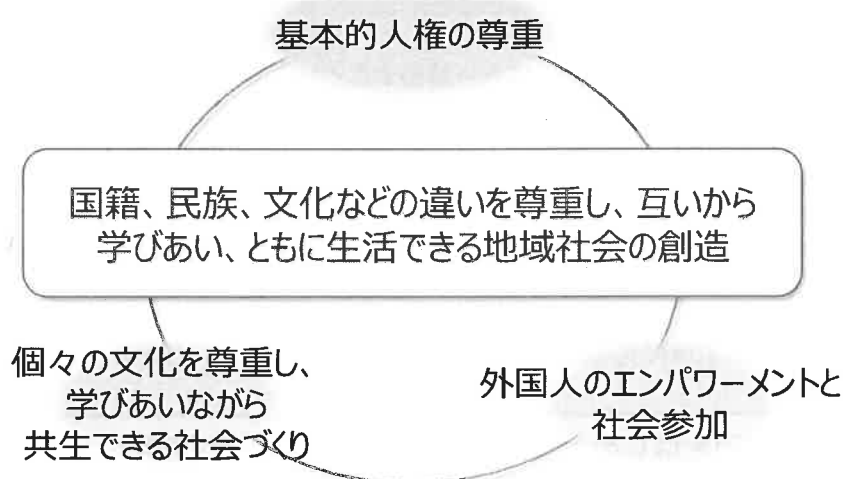
1 基本理念

社会状況の変化などにより、八尾市では「技能実習」や「技人国」、「留学」などの在留資格を持った日本で生活して日の浅い外国人市民が増加しています。この方たちは情報取得や日本の制度理解の難しさ、医療の受診に対する不安等の問題を抱えています。一方で、八尾市には従来から、韓国・朝鮮籍市民をはじめベトナム籍市民、中国籍市民など、多様な文化的背景を持って定住している、あるいは定住に向けて暮らしている人もたくさんいます。このうち「ことばの壁」が少ない人でも、外国人に対する差別や偏見による職場や学校での人間関係に悩んだり、高齢化等の問題を抱えたりしています。このように外国人市民の多様化に伴い、課題も複雑化しており、外国人市民の支援にあたってはさまざまな施策が必要となっています。

また、多文化共生の推進により、外国人市民が暮らしやすい環境がつけられ、外国人市民を含めた地域住民が、ともに暮らす市民として、互いに異なる生活習慣や文化、価値観を認め、尊重しあうことで、外国人市民が地域社会のさまざまな活動に、主体的に参加できるようになっていきます。こうした環境のもとで外国人市民、日本人市民がともに活躍することが八尾市の活性化につながっていきます。

前計画においては、基本理念「国籍、民族、文化などの違いを尊重し、互いから学びあい、ともに生活できる地域社会の創造」及び3つの基本視点「基本的人権の尊重」、「個々の文化を尊重し、学びあいながら共生できる社会づくり」、「外国人のエンパワーメントと社会参加」を設定してきました。

社会の変化や外国人市民を取り巻く状況は変わってきていますが、この基本理念と3つの基本視点については、多文化共生を推進する上では必要不可欠なものであるため、本計画においてもこの基本理念、基本視点を継承します。

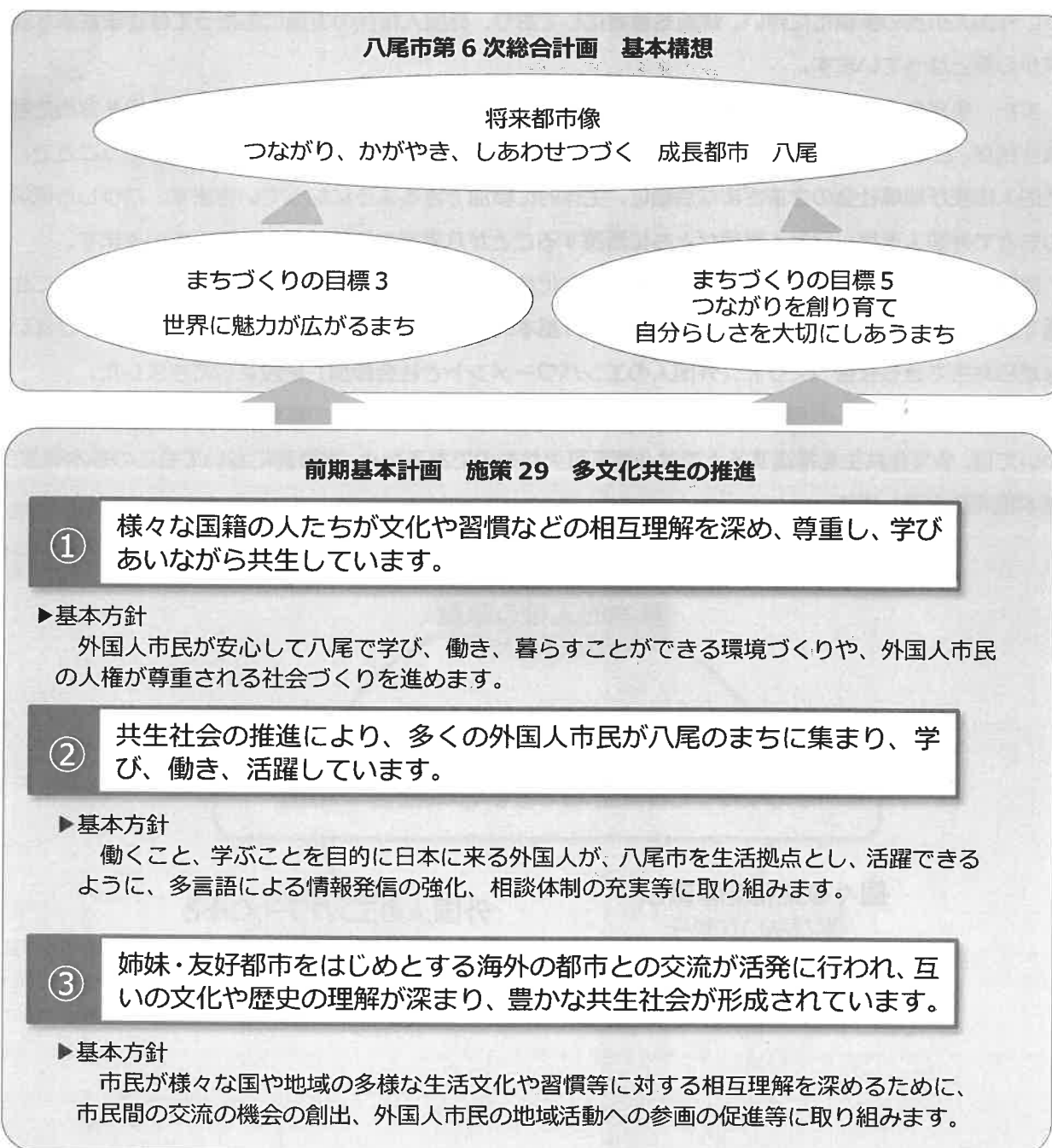


2 めざす暮らしの姿

本市では、八尾市第6次総合計画の基本構想において、将来都市像「つながり、かがやき、しあわせつづく 成長都市 八尾」を掲げ、それを実現するための5つのまちづくり目標を示しています。

本計画に関係する「施策29 多文化共生の推進」では、今後8年間（令和3（2021）年度～令和10（2028）年度）の間に実現をめざす市民の活動や状態などの姿として、以下の①～③の「めざす暮らしの姿」を掲げるとともに、施策を推進するにあたっての基本的な方針を示しています。

「施策29 多文化共生の推進」を通じて、まちづくりの目標3「世界に魅力が広がるまち」とまちづくり目標5「つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち」の実現をめざします。



3 施策体系図

第2次八尾市多文化共生推進計画は、3つのめざす姿の達成に向けて、3つの基本目標のもと、10の基本施策を設定し、具体的な取り組みを掲げています。



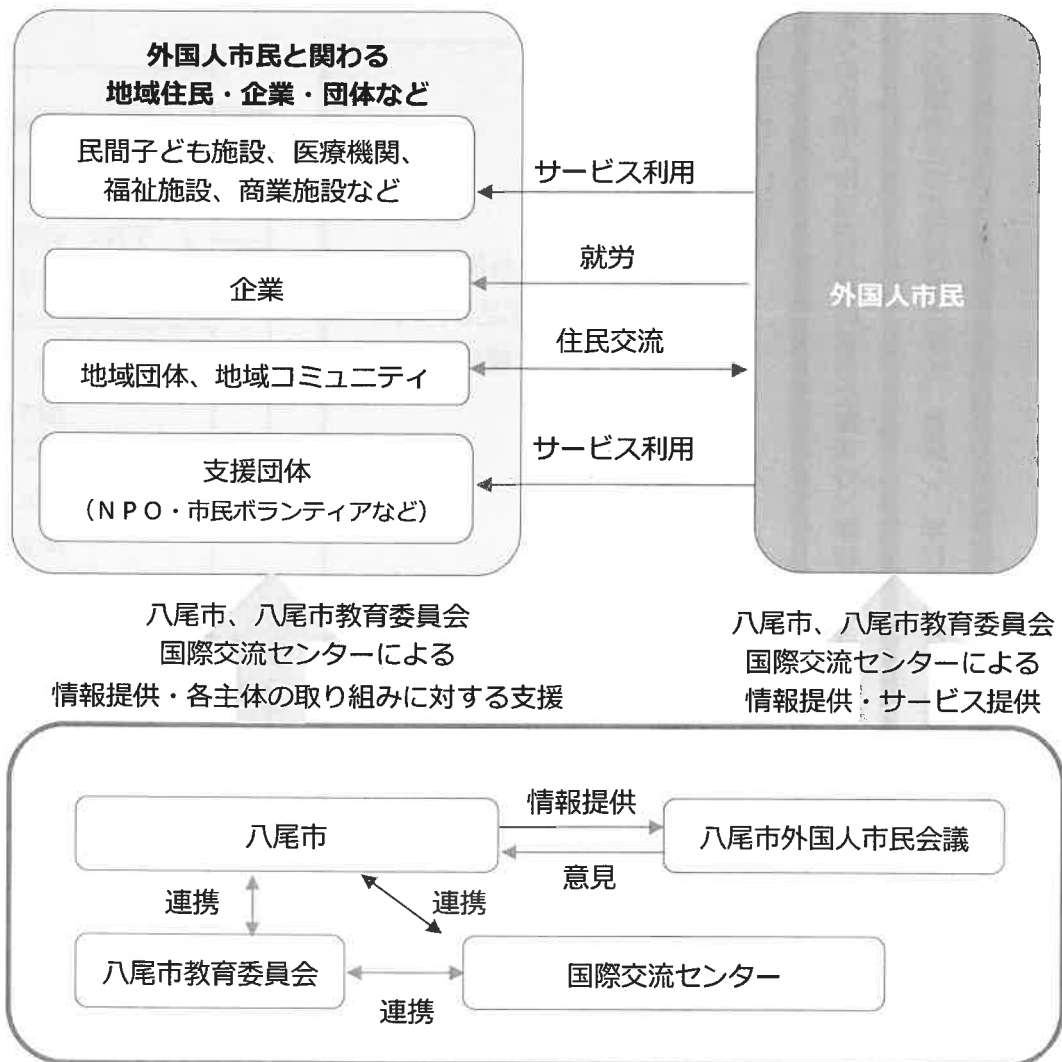
第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本市は、市民の生活に必要なサービスを提供する基礎自治体として、外国人市民が教育、保健、医療、福祉、防災など日常生活に必要な行政サービスを、ことばなどの違いを乗り越えて平等に受けることができるように、本計画に基づいて行います。

本計画の推進にあたっては、外国人市民と関わる地域住民や企業、団体などと連携しながら進めていくことが大切です。外国人市民が必要とするサービスや就労環境などが適切に提供されるように、本市や市教育委員会、国際交流センターが情報提供や各主体の取り組みを支援します。

さらに、取り組みの推進にあたっては、外国人市民の意見を市政に反映させることを目的として設置された外国人市民会議と連携し、外国人市民の生活の利便性向上、地域住民との共生など、本市の多文化共生施策推進に関する事項について意見を求め、外国人市民と日本人市民双方にとって住みよいまちづくりを進めます。



2 計画の進行管理

各施策に掲げた取り組みの着実な推進を図るため、各取り組み主体からの実績報告により、毎年度、取り組みごとに進捗状況の確認を行います。外国人市民会議の中で、その結果を共有し、意見を求めるほか、委員が考えている多文化共生に関する課題やよりよくするためのアイデアについての提案を受けます。また、社会状況の変化なども考慮して、必要に応じて取り組み内容の見直しや関係団体などとの意見交換を行い、多文化共生施策の取り組みの充実に努めます。